

ノイマン教授懇話会に寄せて

高橋 広次

日本法哲学会は IVR（法哲学・社会哲学国際学会連合）との共催により、第一三回の世界学術会議を神戸で開催して内外多くの参加者を集め、多大の成果を収めたが、これを記念して、IVR 日本支部が担い手となり、世界的に影響力のある著名な法学者を招待し、関西及び関東で「神戸レクチャ―」と銘打つて記念講演会を行うようになった。今度で八回目になるが、その八回目に招待されたのが、ドイツ、フランクフルト大学の法学者にして刑法学者である Ulrich Neumann 教授である。ノイマン教授は、二〇〇五年九月に京都の同志社大学で「民主主義国家における憲法裁判権の法哲学・国家哲学的諸問題」と題する基調講演を行う予定となっていた。ところで氏は、他方、「人間の尊厳」についても幾つかの論文を発表しており、とりわけ刑法と交錯する生命倫理上の問題点を考究している。その重要さは、ホルスト・ドライバー教授が編集した『ドイツ基本法コメンタール』の第一条第一項の説明に引用されていることからも知られる。ドイツにおける人間の尊厳をめぐる議論状況が現在どのようなものであるかを伺える折角の機会であり、東海地方

在住の法哲学や生命倫理学に関心ある諸氏から構成されている愛知法理研究会に対し、IVR 日本支部より、こちらでもセミナー形式での報告討論の場を設けてもらえないものかという依頼があった。しかしこの依頼を受け運営するに、当研究会は人的にも十分な態勢を有しているとはいえない事情があり、「人間の尊厳」を建学の精神とし、それを本格的な姿で研究理念とする南山大学社会倫理研究所に、本企画の遂行について相談した。本研究所による主催の方が人的にも経済的にも、影響力の大きさから見ても適任であり、成果のほども期待されるからである。本研究所は、実はその折、精力を要する他の重要な企画遂行の課題を抱えていたにも拘らず、「懇話会」という名のもとで、法的視点から見る生命倫理の問題として正面から討議の場を設定することをお引き受け下さった。

そこで、愛知法理研究会は、後援の立場から、懇話会講師に対するコメントーターを決め、夏休み前に、ノイマン教授の講演テーマ「人間の尊厳という原理」に関連する諸論文を読み、懇話会に備えることにした。七月には、ノイマン教授から名古屋での懇話会用の

報告論文が送られてきたので、それを中心に懇話会における論点整理のため、八月末に愛知法理研究会を開いて、予定コメントーターからの報告を聞き、これに対し質問に際しての不備の指摘や、要望等が出された。コメントーターは、報告順から言うと、南山大学の私、高橋広次、前九州大学院生の井川昭弘、三重県庁職員の平田丈人、社会倫理研究所の山田秀、愛知大学の西野基継の五名である。ノイマン教授のテーマは、本誌掲載の論説からも窺えるように、ドイツ連邦憲法裁判所の判例に対し、基本的にはリベラルな立場に立つと特徴づけて大過なかろう。基調報告は、「人間の尊厳という原理が、今日におけるその普遍性への要求にも拘らず、理念史的にも国家哲学的にも、法文化的にも、相対的な概念にすぎない」というある意味ではドイツの判例に対し挑戦的とも言える主張である。それは、個人主義的な視点から、人間の尊厳に関する集団主義的理解、及び生物学主義的理解、及び形而上学的理解が、逆に個人の利益追求の妨げになる抑圧的機能を果たす面があることを指摘することにあつたと要約できよう。例えば、義務論の説く「人間性」の尊厳や、形而上学が前提する神の創造秩序の保護が、実は、個々人の具体的な権利や利益実現の妨げになつているとの指摘である。リスクが無い場合でも、なぜ生殖細胞への遺伝子治療上の介入が禁止されるのだろうか。妊娠中絶は止むを得ないと考えられる場合でも、なぜ禁止されるのであろうか。人間の尊厳にふさわしい死を自ら望んでいるにも拘らず、なぜそれはいけないとして否定されるのだろうか。クローリン人間の創造は、なぜ禁止されるのであ

ろうか、その根拠は人間の生物学的特質にあるのだろうか。

九月一六日、南山大学のJ棟特別合同研究室で、これらの疑問をめぐつて、様々な角度から、以下本誌に収録されているような内容の質問が五名のコメントーターより提起され、呼応してノイマン教授より懇切なりプライがつた。司会及び通訳には、山田秀社会倫理研究所員、森際康友名古屋大学教授の手を煩わせた。本テーマは多くの関心を集めたらしく、懇話会には、東は東京から、西は佐賀県まで三十数名の参加者を得て、フロアとの間でも熱心なやり取りが続いた。読者は以下の諸論稿を読んで、その折の議論を想像され、自らも一参加主体としてこの骨の折れる厄介な問題に取り組まれるよう願つてやまない。

【ノイマン教授略歴】

ノイマン教授は、一九四七年に西ドイツのヘッセン州ゼーリングンシュタットに生まれた。チュービンゲン大学で学んだ後、一九七五年から一九八三年までミュンヘン大学でアルトウール・カウフマン教授の下で助手を務めた（A・カウフマンは、大戦前からドイツ法哲学界の指導者であつたラートブルックの跡を繼ぐと見なされているドイツ法哲学界の重鎮であった）。その間、一九七八年に『法存在論と法的議論』で学位を取得し、一九八三年に『帰責に重要な関連をもつ「先行責任」がある事例における帰責構造の問題』によつて教授資格を得た。そして、一九八三年にランクフルト大学教授に就任し、のち、ザールブリュッケン大学に移籍したが、一九九四年再びフランクフルト大学法学部教授のポストに戻り、現在に至つている。同学部では刑事法講座に属しており、専門領域は法哲学と刑法学である。